

別表 公費・私費負担区分の例示

■「用途別区分」の考え方：学校に備え付け、共用又は貸し出し用として使用するものは公費 教科や行事で共用として使用するものは公費 共同制作物の材料等は公費

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明	
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（例外参照）	保護者負担とする経費 （児童生徒個人に帰属するもの）	教職員個人負担とする経費		
1 教科活動等	-	-	-	-	-	-	-	
(教科) (実験実習) (実技) (クラブ活動)	旅費	No.1	○教科活動に係る教職員旅費【給与厚生課】 ・教委主催の会議や説明会等 ・出席要請があったもの					
		No.2			○児童生徒に係る旅費			
		No.3			○実験実習見学等に係る児童生徒交通費			
		No.4	○予算化事業に伴う外部講師費用弁償				※費用弁償（旅費）については、それぞれ担当する事業の報償費（講師謝礼）に含まれる。	
		No.5			○保護者側要望外部講師等費用弁償			
		No.6	○機材等搬入タクシー出張【給与厚生課】				使用基準有	
	報償費	No.7	○予算化事業に伴う外部講師等謝礼金【※教育政策室】 【※指導課】【※総合教育センター総務室】				※教育政策室はキャリア在り方生き方教育推進事業、共生・教育推進事業、人権尊重教育推進事業、多文化共生教育講師派遣事業、子どもの権利学習等推進事業等 ※指導課は夢教育2 1推進事業 ※総合教育センター総務室は教育課程研究事業費  謝礼は旅費を含む。	
		No.8			○保護者側要望外部講師等謝礼金			
	需用費 備品購入費	No.9	○各教科共通に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 各種教材 教授用教具・掛図 指導用ソフト教材 説明教具・模型 図書 共用文具 掲示用印刷製本用紙・インク テレビ					※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.10		○各教科共通に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 副読本 便覧 参考書 資料集 辞書 録画・録音用媒体等				※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.11			○各教科共通に係る児童生徒個人の消耗品・備品 ワークブック ドリル 問題集 文具			
		No.12	○国語に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 教授用書写用具 筆順表 持ち方補正具 原稿用紙					※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.13		○国語に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 音読集 書道半紙 書初め用紙				※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.14			○国語に係る児童生徒個人の消耗品・備品 書写用具			
		No.15	○社会に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 地図 年表 地球儀 模型					※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.16			○社会に係る児童生徒個人の消耗品・備品 白地図（冊子式）			
		No.17	○算数・数学に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】					※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.18		○算数・数学に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 算数セット そろばん 電卓 定規 分度器 コンパス				※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.19	○理科に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 理科実験用具・薬品					※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.20		○理科に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 星座図				※指導課は夢教育2 1推進事業
		No.21				○理科に係る児童生徒個人の消耗品・備品 実験セット 電池 豆電球		

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明	
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（関係参照）	保護者負担とする経費 （児童生徒個人に帰属するもの）	教職員個人負担とする経費		
役務費  使用料・賃借料		No22	○生活に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 球根 種 苗 黒土 培養土 肥料 炭				※指導課は夢教育21推進事業	
		No23		○生活に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 たんけんバッグ おりがみ			※指導課は夢教育21推進事業	
		No24			○生活に係る児童生徒個人の消耗品・備品 植物栽培セット			
		No25	○音楽に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 楽譜 ピアノ					※指導課は夢教育21推進事業
		No26		○音楽に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 歌集 鍵盤ハーモニカ				※指導課は夢教育21推進事業
		No27			○音楽に係る児童生徒個人の消耗品・備品 笛（リコーダー）			
		No28	○図工・美術に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 用具 用紙（画用紙 色画用紙 模造紙等） 版画用インク					※指導課は夢教育21推進事業
		No29		○図工・美術に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 版画用紙 彫刻刀 粘土板 実習材料				※指導課は夢教育21推進事業
		No30			○図工・美術に係る児童生徒個人の消耗品・備品 粘土 粘土ケース クレヨン 水彩用具 図工・彫刻用具 工作・実習材料 版画用板			
		No31	○技術・家庭に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 電化製品 計量・検査器具 木工・金工具 標本 模型 栄養指導用具 調理用具 調理実習副材料（調味料類）					※指導課は夢教育21推進事業
		No32		○技術・家庭に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 ミシン糸 ミシン針 ポビン				※指導課は夢教育21推進事業
		No33			○技術・家庭に係る児童生徒個人の消耗品・備品 作業衣 製図用具 木工・金工材料 裁縫・手芸用具 裁縫練習布 被服実習用具・材料 調理実習主材料			
		No34	○保健体育に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 【※健康教育課】 長なわ ボール類 ストップウォッチ					※指導課は夢教育21推進事業。 ※健康教育課はコロナ対応分（ボール等）
		No35		○保健体育に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 体育用具 短なわ 柔道着等				※指導課は夢教育21推進事業
		No36			○保健体育に係る児童生徒個人の消耗品・備品 体操着 紅白帽子 運動用靴 水着 水泳帽			
		No37	○外国語に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 カード教材 図表 音声機器					※指導課は夢教育21推進事業
		No38	○総合的な学習に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 地図 掛図 標本 模型					※指導課は夢教育21推進事業
		No39			○児童生徒個人の所有物等として使用するものの経費			
		No40					○個人で必要な参考書等	
		No41	○道徳に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】					※指導課は夢教育21推進事業
		No42	○クラブ活動・児童会活動に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】					※指導課は夢教育21推進事業
		No43	○教科用各種資料の印刷代【指導課】					
		No44	○教科用備品の修理代【学事課】					
		No45	○ピアノの調律料等【学事課】					
		No46	○作品発送ゆうパック利用切手代【学事課】【※指導課】					※指導課は夢教育21推進事業
		No47	○教科に係る施設の借上料【指導課】					
		No48	○児童生徒学校事故移送往復タクシー券【健康教育課】					

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明	
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（欄外参照）	保護者負担とする経費 （児童生徒個人に帰属するもの）	教職員個人負担とする経費		
2 特別活動	-	-	-	-	-	-	-	
校外活動	旅費	No.49	○校外活動（学芸・体育行事も含む）に係る教職員旅費【※給与厚生課】 事前準備、下見、生徒引率				※給与厚生課は、小学校旅費、中学校旅費、高等学校（全）旅費、高等学校（定）旅費、特別支援学校旅費	
		No.50			○児童生徒個人負担旅費（自然教室・校外学習・遠足・社会見学・体験教室）			
		No.51	○予算化事業に伴う外部講師費用弁償				※費用弁償（旅費）については、それぞれ担当する事業の報償費（講師謝礼）に含まれる。	
	報償費	No.52	○校外学習ボランティア報酬【指導課】				報酬は旅費を含む。	
		No.53	○自然教室指導補助員謝礼【指導課】				謝礼は旅費を含む。	
		No.54	○予算化事業に伴う就業体験等外部講師謝礼金【指導課】				謝礼は旅費を含む。	
	役務費	No.55			○PTA主催の地域活動における講師謝礼金			
		No.56	○自然教室（個人賠償責任保険料）【指導課】					
	委託料	No.57			○スポーツテスト			
		No.58			○スキー教室費用			
		No.59	○体験料等の教職員経費（自然教室・校外学習・遠足・社会見学・体験教室）【※指導課】				※指導課は夢教育21推進事業	
		No.60			○体験料等の児童生徒個人負担経費（自然教室・校外学習・遠足・社会見学・体験教室）			
	学芸・体育行事	報償費	No.61	○予算化事業に伴う芸術鑑賞等外部講師等謝礼金【指導課】				謝礼は旅費を含む。
			No.62			○PTA主催の各種芸術鑑賞会、映画会等		
需用費		No.63	○予算化事業に係る消耗品【指導課】					
		No.64	○学芸・体育行事に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 掲示用 印刷製本用用紙・インク 共用文具				※指導課は夢教育21推進事業	
		No.65		○学芸・体育行事に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 はっぴ はちまき バンダナ			※指導課は夢教育21推進事業	
委託料		No.66	○予算化事業に伴う演劇・交響楽団公演委託（子どものためのオーケストラ鑑賞）【指導課】					
		No.67			○PTA主催の演劇等公演委託			
負担金補助及び交付金		No.68	○日本スポーツ振興センター掛金【※健康教育課】				※健康教育課は設置者負担分	
		No.69			○日本スポーツ振興センター個人負担掛金			
修学旅行・集団宿泊行事	旅費	No.70	○修学旅行等に係る教職員旅費【給与厚生課】					
		No.71			○修学旅行等に必要な児童生徒個人にかかる旅費			
		No.72	○修学旅行等におけるタクシー【給与厚生課】				使用基準有	
		No.73	○修学旅行等におけるタクシー（タクシー使用基準外） ※特別支援学校で、タクシーを備上げバスに相当するものとして利用する場合【給与厚生課】					
	需用費	No.74			○修学旅行等における児童生徒個人事由によるタクシー使用料			
		No.75	○修学旅行等の実施に必要な消耗品印刷代【学事課】					
	使用料・賃借料	No.76			○修学旅行等に必要な児童生徒個人にかかる経費			
		No.77	○修学旅行等に係る教職員の施設入場料等【※指導課】				※指導課は夢教育21推進事業	
No.78			○修学旅行等における児童生徒の施設入場料等					

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明	
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（欄外参照）	保護者負担とする経費 （児童生徒個人に帰属するもの）	教職員個人負担とする経費		
その他学校行事	需用費	No.79	○その他学校行事に係る消耗品・備品【学事課】【※指導課】 掲示用印刷製本用紙・インク 共用文具 入学式卒業式等式典用花（会場の飾り等行事運営に必要な花）				※指導課は夢教育2 1 推進事業	
		No.80		○その他学校行事に係る消耗品・備品【指導課】 しおり				
		No.81			○その他学校行事に係る児童生徒個人の消耗品・備品 児童生徒個人の卒業アルバム 文集 入学式卒業式等式典用花（団体等からの寄附によるもの）			
		No.82					○教職員個人として表彰や記念品等を行う場合の諸経費	
	役務費	No.83	○卒業証書筆耕料【学事課】					
		No.84	○案内状等の郵送料【学事課】					
3 その他の活動	-	-	-	-	-	-	-	
生徒指導・進路指導	旅費	No.85	○生徒指導等に関わる活動に係る教職員旅費（学校として必要としたもの）【給与厚生課】					
		No.86			○生徒旅費 ・企業訪問、進路・就職試験交通費			
	需用費	No.87	○生徒指導等に係る消耗品や印刷代【学事課】 生徒手帳					
No.88				○生徒個人の所有となる物品 標準服 校章 名札 通学帽 生徒手帳用写真				
保健安全活動	報償費	No.89	○予算化事業に伴う保健安全講習会等の外部講師謝礼【※健康教育課】				※健康教育課は「がんの教育に関する講演会」「防災教育研究講師」謝礼は旅費を含む。	
		No.90	○学校医謝礼【健康教育課】					
	需用費 備品購入費	No.91	○保健安全活動に係る消耗品、印刷代【健康教育課】					
		No.92			○PTA主催の保健安全活動に係る消耗品、印刷代			
		No.93	○保健室の消耗品、印刷代、備品及び備品修理【学事課】【※健康教育課】				※健康教育課はコロナ対応	
	役務費	No.94	○保健室復旧等クリーニング代【学事課】					
負担金補助及び交付金	No.95	○学校保健会補助金【健康教育課】						
図書館活動	需用費 備品購入費	No.96	○図書館の運営に係る消耗品、備品及び備品修理【学事課】					
		No.97	○図書館広報活動に係る印刷代【学事課】					
		No.98	○図書館用図書雑誌新聞【学事課】【※指導課】				※指導課は夢教育2 1 推進事業	
		No.99	○視聴覚・情報関係に係る消耗品、備品及び備品修理【学事課】					
視聴覚・情報関係	役務費	No.100	○視聴覚・情報関係に係る通信費【学事課】【※情報・視聴覚センター】				※情報・視聴覚センターはG I G A回線	
		No.101	○視聴覚・情報関係に係る機器のリース料【情報・視聴覚センター】				※BYODを推進	
	部活動	旅費	No.102	○部活動全般の生徒引率にかかる顧問等の旅費【給与厚生課】				
No.103			○学校長・顧問等の大会応援等にかかる旅費【給与厚生課】				○顧問業務に関わらない教職員個人としての大会応援等にかかる旅費	
No.104					○保護者が依頼した外部指導者に対する旅費			
No.105					○部活動全般の生徒個々にかかる旅費			
報償費			No.106	○部活動サポート奨励金（全国大会、関東大会等）【健康教育課】				

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明	
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（欄外参照）	保護者負担とする経費 （児童生徒個人に帰属するもの）	教職員個人負担とする経費		
	需用費	No.107	○部活動外部指導者に対する謝礼金【※指導課】【※健康教育課】				※指導課は夢教育21推進事業 ※健康教育課は中学校運動部活動事業費（川崎市中学校有償部活動外部指導者派遣事業） 謝礼は旅費を含む。	
		No.108			○保護者が依頼した外部指導者謝礼金			
		No.109	○部活動にかかる用具購入費【健康教育課】					
		No.110	○部活動にかかる資料等印刷代【学事課】【※健康教育課】					※健康教育課は中体連
		No.111			○生徒が個人の所有物として使用する物の経費（用具、靴、ユニホーム等）			
		No.112			○旗・横断幕・ベナント等			
		No.113			○各種競技大会への参加料等			
4 管理運営活動	-	-	-	-	-	-	-	
管理・運営	旅費	No.114	○管理・運営に係る教職員旅費【給与厚生課】 ・学校運営上必要な出張 ・学校長が予算の範囲内で認める教科指導に必要な各種研修会、会議への参加					
		No.115				○教職員個人に係る旅費 ・個人の資格を取るためのもの ・自発的に参加する研修会、見学、会議等への参加 ・特定の個人で構成される教育研究団体等への参加		
	需用費 備品購入費	No.116	○管理・運営に係る消耗品、印刷代、備品及び備品修理【学事課】【※指導課】【※健康教育課】					※指導課は夢教育21推進事業 ※健康教育課はコロナ対応
		No.117	○管理・運営に係る光熱水費、燃料費【学事課】					
	役務費	No.118	○管理・運営に係る電話料、郵便料【学事課】					
		No.119	○自転車防犯登録費【学事課】					
		No.120	○カーテンクリーニング【学事課】					
	使用料及び賃借料	No.121	○管理・運営に係る機器（FAX等）【学事課】					
	負担金補助及び交付金	No.122	○防火管理者講習会負担金【教育環境整備推進室】					
		No.123	○産業廃棄物管理責任者認定講習会受講料【教育環境整備推進室】					
	その他	需用費 備品購入費	No.124	○消耗品、印刷代、備品及び備品修理【学事課】【※健康教育課】 連絡帳 氏名ゴム印 学習シール 製本テープ ラベル類 マグネットシート フラミネートシート 賞状用紙 記録用写真 飼育動物・エサ等				※健康教育課はコロナ対応
			No.125		○消耗品、印刷代、備品及び備品修理【学事課】【※健康教育課】 掲示用ホルダー 文集 切手			※健康教育課はコロナ対応
			No.126			○児童生徒個人に帰属する物品 記念写真 連絡袋 道具箱 ファイル 防災頭巾		
工事請負費		No.127	○施設の補修・整備【教育環境整備推進室】 窓ガラス 防犯カメラ インターフォン 放送設備 砂場 花壇 防球ネット 囲障等工作物 腰壁 グラウンド等（移動できない時計・下駄箱等）					
		No.128	○消防法で設置義務のある設備【教育環境整備推進室】 警報設備 誘導灯 避難器具等					
		No.129	○学校施設等の軽易工事【教育環境整備推進室】					
研修活動	需用費	No.130	○研修活動に係る消耗品及び印刷代【教職員人事課】					

分類区分	節名	【連番】	原則的に公費負担とする経費		原則的に私費負担とする経費		補足説明		
			【】内の室・課名の先頭に「※」が付いている場合は、担当事業のみ該当。付いていない場合は、主担当となる。	■用途別区分（欄外参照）	保護者負担とする経費 (児童生徒個人に帰属するもの)	教職員個人負担とする経費			
施設設備管理	負担金補助及び交付金	No131	○予算化事業に伴う各種研修等の受講に係る資料(教科指導に必要なもの)【教職員人事課】						
		No132				○教職員等による自発的な研修等に必要な資料・図書			
		No133	○予算化事業に伴う各種研修等の受講に係る参加費(教科指導に必要なもの)【教職員人事課】						
		No134				○教職員等による自発的な研修等に必要な参加費			
	需用費 原材料費 備品購入費	No135	○施設設備管理に係る消耗品、原材料、備品及び備品修理【学事課】【※教育環境整備推進室】 清掃用具、草刈り燃料、備品・備品等補修材料、石灰ダスト(グラウンド)、トイレトーパー等(移動できる時計・下駄箱等)					※教育環境整備推進室は増改築、再生整備に係る机イス等の備品	
		No136			○PTA室で使用するものはPTA団体経費				
		No137	○消防法で設置義務のある消耗品及び備品【学事課】 【※教育環境整備推進室】 消火器等					※教育環境整備推進室は消防設備改修事業	
		No138	○施設設備の小破修繕(10万円以下)【教育環境整備推進室】						
		役務費	No139	○管理上必要な法定検査【※教育環境整備推進室】【※健康教育課】					※教育環境整備推進室は建物管理関係 ※健康教育課は環境衛生費(簡易専用水道等定期検査)
			委託料	No140	○管理上必要な法定検査【教育環境整備推進室】 消火器点検				
	No141	○囲木剪定【教育環境整備推進室】							
	No142	○廃棄物処理【教育環境整備推進室】 ビン缶、廃プラ、蛍光灯、乾電池、粗大ゴミ、家電リサイクル等							
	No143	○環境美化【教育環境整備推進室】 高所ガラス・トイレ清掃							
	渉外関係	交際費	No144	○施設設備保守管理【教育環境整備推進室】 浄化槽・エレベーター保守電気工作物保安業務等					
No145			○学校の総意を表す経費【学事課】【指導課】【健康教育課】 弔慰金 祝金 見舞金 謝礼金				要件有		
給食	需用費	No146	○来客用茶菓【学事課】						
		No147	○給食に係る消耗品、備品及び備品修理【健康給食推進室】 食器・食缶類、調理器具用アルコール等(消耗品)、給食調理に必要な機器・備品の購入費、調理機器の修繕費 ○調理室の運営に係るガス代【健康給食推進室】						
分担金・負担金	負担金補助及び交付金	No148	○予算化事業に伴う各種組織の負担金【※指導課】【※健康教育課】				※指導課は校長会補助金 ※健康教育課は各種組織の負担金(神奈川県中学校体育連盟負担金、神奈川県高等学校体育連盟負担金、学校歯科保健協議会負担金、学校保健大会負担金等)		
		No149	○予算化事業に伴う各種組織団体主催の講習会等参加費【※指導課】【※健康教育課】				※指導課は校長会補助金 ※健康教育課は各種組織団体主催の講習会等参加費(救急法救急員養成講習会出席負担金)		
		No150			○PTA主催の各種研究会等				